

利益処理の承認について

1 趣旨

公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法第40条第3項の規定により、毎事業年度に生じた利益を中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

知事はその承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があるため、今回、当該利益処理に関する意見を伺うもの。

2 承認の考え方

地方独立行政法人法第40条第3項の承認は、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(総務省告示)」に基づき、次の要件を満たす場合に承認する。

当該事業年度における経営努力により生じたもので、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの 教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善

3 経営努力認定の基準(会計基準第72関係)

運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益による利益

中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来法人が行うべき業務を効率的に行った結果発生した利益

その他法人において経営努力によることを立証した利益

4 経営努力として認められないもの

本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められるもの(例)

- ・学生収容定員に対し在籍者が一定率(国立大学法人に準じ90%)を下回った場合の授業料の不足相当額
- ・受験者数が入学定員に満たなかった場合の検定料の不足相当額

[参考] 公立大学法人熊本県立大学の状況

学生収容定員に対する在籍者の割合 H28.5.1現在

	収容定員	学生数	充足率
学部	1,920人	2,134人	111.1%
大学院	133人	110人	82.7%
合計	2,053人	2,244人	109.3%

充足率90%以上達成 ↑

平成29年度入試の状況(H28実施)

	入学定員	受験者数
学部	480人	1,621人
大学院	61人	35人
合計	541人	1,656人

入学定員を満たしている ↑